

令和2年度 監査結果報告書（4月・5月実施分）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第4項及び第7項の規定による監査を藤沢市監査基準に基づき実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり報告する。

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項に基づく定期監査及び同条第7項に基づく指定管理者監査

2 監査の対象

令和元年度（2020年2月末日現在）の財務に係る事務の執行及び藤沢市自転車等駐車場の指定管理者として行う業務に係る出納その他の事務の執行

3 監査の対象部局及び課等

地方自治法第199条第4項目に基づく定期監査

総務部

行政総務課，職員課，文書統計課，IT推進課，行財政改革推進課，内部統制推進室

防災安全部

防災政策課，危機管理課，防犯交通安全課

道路河川部

道路河川総務課，道路管理課，河川水路課，道路整備課，道路維持課

下水道部

下水道総務課，下水道管路課，下水道施設課

地方自治法第199条第7項目に基づく指定管理者監査

公益財団法人藤沢市まちづくり協会

4 監査の着眼点（個別の調査事項は、対象部局の監査の結果を参照。）

- (1) 事務の執行は法令等に従い適正に行われているか。
- (2) 収入に係る事務は適正に行われているか。
- (3) 支出に係る事務は適正に行われているか。

5 監査の主な実施内容

監査の着眼点に基づき、監査対象課等に対して関係書類の提出を求め、書類調査を行ったほか、関係職員にヒアリングを行った。

6 監査の実施日

2020年（令和2年）5月29日（金）

7 監査を実施した委員

監査委員	中	川	隆
同	永	井	俊二
同	井	上	裕介
同	武	藤	正人

第2 監査の結果

1 行政総務課

識見監査委員によるヒアリングを実施した。

2 職員課

(1) 委託料の執行は適正か

委託料の執行状況は、平成31年度福利厚生事業に関する業務ほか10件で、契約金額194,110,031円（単価契約における概算契約金額を含む。）、支出済額82,981,111円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、

業務委託契約執行決裁書，同契約書，同部分完了届，同部分完了検査調書，支出命令等を調査した結果，支出済額は適正なものと認められた。

3 文書統計課

識見監査委員によるヒアリングを実施した。

4 IT推進課

(1) 委託料の執行は適正か

委託料の執行状況は，次期基幹業務システム構築準備業務ほか 22 件で，契約金額 288,651,369 円(単価契約における概算契約金額を含む。), 支出済額 146,416,391 円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて，12 件を抽出して業務委託契約執行決裁書，同契約書，同部分完了届，同部分完了検査調書，支出命令等を調査した結果，支出済額は適正なものと認められた。

(2) 賃借料の執行は適正か

賃借料の執行状況は，新職員ポータルシステムほか 59 件で，契約金額 477,059,825 円（長期継続契約については，令和元年度分の契約金額である。），支出済額 410,768,254 円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて，12 件を抽出して賃貸借契約執行決裁書，同契約書，支出命令等を調査した結果，支出済額は適正なものと認められた。

5 行財政改革推進課

識見監査委員によるヒアリングを実施した。

6 内部統制推進室

識見監査委員によるヒアリングを実施した。

7 防災政策課

識見監査委員によるヒアリングを実施した。

8 危機管理課

識見監査委員によるヒアリングを実施した。

9 防犯交通安全課

(1) 委託料の執行は適正か

委託料の執行状況は、学童交通誘導員業務ほか7件で、契約金額 4,495,502 円、支出済額 4,057,002 円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分完了検査調書、支出命令等を調査した結果、支出済額は適正なものと認められた。

(2) 補助金の執行は適正か

補助金の執行状況は、藤沢市防犯灯補助金（電気料補助金）ほか6件で、交付決定額 91,681,359 円、支出済額 68,277,397 円となっている。

これらが「藤沢市補助金交付規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、補助金交付申請書、同決定通知書（案）、支出命令等を調査した結果、支出済額は適正なものと認められた。

10 道路河川総務課

(1) 委託料の執行は適正か

委託料の執行状況は、駅前自転車等整理業務ほか7件で、契約金額 227,746,998 円（単価契約における概算契約金額を含み、長期継続契約については令和元年度分の契約金額とし、他課と一括契約によるものはこの課の所管分である。）、支出済額 92,916,689 円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分完了検査調書、支出命令等を調査した結果、支出済額は適正なものと認められた。

ただし、再委託の承認に係る手続がとられていないものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

11 道路管理課

(1) 道路占用許可に伴う占用料の徴収は適正か

占用料の執行状況は、調定額 280,649,234 円、収入済額 280,171,101 円、収入未済額 478,133 円となっている。

これらが「道路法」、「藤沢市道路占用料徴収条例」、「藤沢市道路占用規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、納入済通知書、収納金通知書等にあつては全件を、道路占用許可申請書、道路占用許可書（案）及び占用料復旧監督費計算書にあつては9月分及び10月分を抽出して調査した結果、収入済額は適正なものと認められた。

ただし、占用料の算定に誤りがあるものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(2) 委託料の執行は適正か

委託料の執行状況は、道水路等境界確定測量及び狭あい道路整備事業に伴う道路境界測量業務ほか10件で、契約金額225,546,039円（単価契約における概算契約金額等を含む。）、支出済額160,410,565円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、8件を抽出して業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分完了検査調書、支出命令等を調査した結果、支出済額は適正なものと認められた。

12 河川水路課

(1) 委託料の執行は適正か

委託料の執行状況は、水路清掃業務ほか6件で、契約金額28,902,008円（単価契約における概算契約金額を含む。）、支出済額25,951,010円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分完了検査調書、支出命令等を調査した結果、支出済額は適正なものと認められた。

13 道路整備課

識見監査委員によるヒアリングを実施した。

14 道路維持課

(1) 委託料の執行は適正か

委託料の執行状況は、湘南台駅地下公共施設保守管理等業務ほか 36 件で、契約金額 551,758,443 円（単価契約における概算契約金額を含み、他課との一括契約によるものは、この課の所管分である。）、支出済額 396,558,364 円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、11 件を抽出して業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分完了検査調書、支出命令等を調査した結果、支出済額は適正なものと認められた。

ただし、再委託の承認に係る手続きがとられていないものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

15 下水道総務課

(1) 下水道受益者負担金の収入は適正か

下水道受益者負担金は、都市計画事業として施行する公共下水道に係る事業に要する費用の一部を当該事業の利益を受けるものに対し、その所有地の面積等に応じて負担を求めるもので、2 月末日現在における賦課徴収状況は、調定額 43,196,625 円、収入済額 41,044,996 円、収入未済額 2,151,629 円となっている。

これらが「藤沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例」、「藤沢市財務規則」等に基づき適正に賦課徴収されているかどうかについて、下水道事業受益者申告書、下水道事業受益者負担金決定通知書(案)、下水道事業受益者負担金徴収猶予・減免申請書、予算差引簿等を調査した結果、収入済額は適正なものと認められた。

(2) 下水道受益者分担金の収入は適正か

下水道受益者分担金は、市街化調整区域内における公共下水道の整備事業に関し、その費用に充てるため、当該事業により利益を受ける者から、その所有する受益地（建築物の敷地）の面積等に応じて徴収するもので、2 月末日現在における賦課徴収状況は、調定額 6,738,498 円、収入済額 6,025,404 円、収入未済額 713,094 円となっている。

これらが「藤沢市公共下水道事業受益者分担金徴収条例」、「藤沢市財務規則」等に基づき適正に賦課徴収されているかどうかについて、公共下水道事業受益者届、公共下水道事業受益者分担金決定通知書(案)、予算差引簿等を調査した結果、収入

済額は適正なものと認められた。

(3) 委託料の執行は適正か

委託料の執行状況は、公共下水道使用料徴収事務ほか 7 件で、契約金額 297,905,024 円（単価契約における概算契約金額を含む。）、支出済額 201,526,505 円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分完了検査調書、支出命令等を調査した結果、支出済額は適正なものと認められた。

16 下水道管路課

(1) 委託料の執行は適正か

委託料の執行状況は、下水道管路施設浚渫清掃等及び道路緊急対応対策業務ほか 8 件で、契約金額 341,282,052 円（単価契約における概算契約金額を含み、他課と一括契約によるものは、この課の所管分である。）、支出済額 204,944,700 円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分完了検査調書、支出命令等を調査した結果、支出済額は適正なものと認められた。

ただし、再委託の承認に係る手続きがとられていないものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

17 下水道施設課

(1) 委託料の執行は適正か

委託料の執行状況は、藤沢市下水浄化センター等維持管理業務ほか 35 件で、契約金額 1,713,035,375 円（単価契約における概算契約金額を含む。）、支出済額 1,114,055,221 円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、11 件を抽出して業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分完了検査調書、支出命令等を調査した結果、支出済額は適正なものと認められた。

18 公益財団法人藤沢市まちづくり協会

識見監査委員によるヒアリングを実施した。